

ケアマネ SAPPORO

2021.7.1 発行 第130号

発行

一般社団法人 札幌市介護支援専門員連絡協議会

〒001-0010

札幌市北区北10条西4丁目1 SCビル2F

TEL 011-792-1811 / FAX 011-792-5140

介護保険法改正	1
令和3年度総会報告	3
生活を豊かにする福祉用具	4

地域包括支援センターの取り組み	5
(南区)個別地域ケア会議の活用	
(清田区)地域包括ケアシステムの推進を皆さんと共に目指して	
(豊平区)豊平区の地域ケア会議と地域課題の取り組み	
(厚別区)主任介護支援専門員の会	

令和3年 介護保険法改正

～高額介護(予防)サービス費と補足給付見直し及びハラスメント対策の強化・高齢者虐待防止の推進を中心に～

ふくしのよろずや神内商店合同会社
代表 神内 秀之介

公益社団法人 北海道社会福祉士会 理事
一般社団法人 北海道介護支援専門員協会 理事
一般社団法人 北海道ケアマネサポートリンク 理事



連絡協議会会員みなさま、3月の報酬改訂の勉強会では大変お世話になりました。今回は、タイトルの内容についてご依頼がございましたので、誌面の関係でポイントのみの簡単なご説明となりますが、お付き合いよろしくお願い致します。

まず、「高額介護(予防)サービス費と補足給付の見直し」についてです。この見直しの背景には、要介護者の増加、また少子化の影響にてそもそもの社会保障費等の介護保険に係る財源圧迫が要因とされていることがあります。(これが事実かどうかは別の話なのでここでは割愛します。)

これまでその対策として、様々な見直しを行ってきています。その中でも大きいものが利用料の自己負担額です。収入等にてその自己負担の割合を、1割から最大3割としています。次期改定に向けても残された課題として負担能力に応じたさらなる負担増が検討されています。

今回見直しされたひとつが高額介護(予防)サービス費における一定年収以上の世帯の負担上限額です。そして、もう一つが特定入所者介護(予防)サービス費(以下「補足給付」という。)における食費の自己負担上限額等の見直しです。

まず高額介護(予防)サービス費の見直しですが、これは制度創設時から医療保険の高額療養費制度を踏まえて設定されているものです。これを医療保険の高額療養費制度における70歳以上の該当負担上限額に合わせ、現行の一般・現役並み所得相当のうち年収約770万円以上及び年収約1,160万円以上

の者について、世帯の負担上限額を現行の44,400円から、それぞれ93,000円及び140,100円とする見直しを行うというものです。適用されるのは、令和3年8月からとなっています。つまりは、これまでの還付額が引き下げられる(自己負担が引き上げられる)ことにほかありません。

そして、もうひとつは補足給付の見直しです。介護保険施設における食費や居住費については、在宅で介護を受ける方との公平性等の観点から、平成17年10月よりご利用者本人の負担を原則とし、低所得の方については一定の給付(補足給付)が支給されています。それが今回のように見直しされることとなります。

まず、施設入所者に対する食費の助成についてですが、現行第1段階～第3段階が設定されていますが、保険料の所得段階と合わせて本人年金収入等80万円超120万円以下の段階(以下「第3段階①」という。)と本人年金収入等120万円超の段階(以下「第3段階②」という。)の2つの段階に区分されることになります。

その第3段階②ですが、第3段階②と第4段階の本人支出額(介護保険三施設平均)の差額の概ね2分の1の額(月額約2.2万円)を本人の負担限度額に上乗せされることとなります。また、(介護予防)短期入所生活介護及び療養介護(以下「ショートステイ」という。)の食費の助成については、こちらも施設入所者と同様、第3段階を2つに区分するとともに、第3段階②について、先程の金額を踏まえた本

人の負担限度額への上乗せ（650 円／日）を行うこととなります。

さらに、食費が給付対象外となっている通所介護等との均衡等の観点から、第3段階①及び第2段階についても、負担能力に配慮しながら本人の負担限度額への上乗せ（第3段階①：350 円／日、第2段階：210 円／日）を行うこととなります。各所得段階の負担限度額への上乗せ額については、各所得段階の見直し後の負担限度額の段差（増加額）がほぼ均等（300 円から 400 円）となるように調整されているようです。

そしてもう一つ、ご承知のように食費・居住費の補足給付の要件として所得段階に応じて設定されていますが、その中に預貯金等の基準があります。今回、第2段階から第3段階①、新たな第3段階②の3つの所得段階のそれぞれに基準が設定されます。第2段階：650 万円以下、第3段階①：550 万円以下、第3段階②：500 万円以下です。

なお、これら見直しに当たっては、高額介護サービス費同様に令和3年8月から施行されます。広い範囲で増額が予想されます。

これらの制度改正を受けて、やはり懸念されるのは「ご利用者の負担増」です。

以前自己負担の2割や3割が導入された際にも、その境界に位置するご利用者にとっては、生活に大きく影響を与えるものとなりました。（いきなり、今まで払っていた自己負担が2倍になったりします。また今回の報酬改訂では、様々サービスで費用負担が変更されています）介護支援専門員としては、なかなか情報収集の中では確認し難いことかも知れませんが、利用者の日常生活を継続するリスクマネジメントとしてしっかりお金のことについても事実把握し、見通しをたてておく必要があります。

2つ目のテーマですが、ハラスメント対策の強化です。今回の介護保険制度改正では、「全ての介護サービス事業者を対象に、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策を求めることとする」となっており、併せて、「留意事項通知において、カスタマーハラスメント防止のための方針の明確化等の必要な措置を講じることも推奨する」となっています。

「職場におけるセクシュアルハラスメント」については男女雇用機会均等法において、「職場におけるパワーハラスメント」については労働施策総合推進法において、事業主に対して、事業主の方針等の明確化や相談体制の整備等の雇用管理上の措置を講じることを義務付けています。特にパワーハラスメントの義務付けについて、大企業は令和2年6月1日、中小企業は令和4年4月1日から施行となっています。

そこで、今回の改正に対する対応について中小企業の事業者の中には、来年の4月1日までに準備すれば良いと勘違いしているところもありますが、（大企業は今年の6月1日なのですでに対応済みかと思

いますが）そうではありません。介護保険法の制度改正なので、今年の4月1日から速やかに体制を整えていなくては、実地指導や監査に来た際には運営基準違反を指摘される可能性があります。

では、具体的に何をするのかというと、「職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること」。「相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること」とされています。

また、望ましい取り組みとしてパワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント：いわゆるケアハラ）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）及び被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されています。できるだけ早い体制整備が必要になります。

3つ目のテーマですが、こちらも全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることが義務づけられました。（※3年の経過措置期間有）

具体的には、運営基準（省令）に次の内容が追加されました。①入所者・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない旨を規定。②運営規程に定めておかなければならない事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加。さらに③虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じなければならない旨が規定されました。

「虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること」。「虐待の防止のための指針を整備すること」。「従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的

に実施すること」。「これらの措置を適切に実施するための担当者を置くこと」です。入所系施設ですでに対応済みでしょうが、在宅系サービスではここまでは未対応だったかも知れません。

全ての介護サービス事業者を対象としている事項については、一人ケアマネや小規模な事業所も対応が必要になります。通知等でも示されている通り、地域の他の法人・事業所などとの連携も視野に入れなければならないと思います。特定事業所（A）加算のみならず、制度改正に対応できる地域での連携や組織体制整備の早期対応が期待されます。

令和3年度 総会報告

居宅介護支援事業所 ら・せれな
管理者 長崎 亮一

一般社団法人 札幌市介護支援専門員連絡協議会 副会長兼事務局長



日頃より会員の皆さまに際しましては、当会へのご協力ご支援、会運営に関するご理解をいただきありがとうございます。コロナ禍においてまた緊急事態宣言下のなか、令和3年度一般社団法人札幌市介護支援専門員協議会の定時総会が、令和3年5月22日（土）13:30～ZOOM視聴により開催されましたので、事務局より掻い摘んでご報告させていただきます。

【令和2年度事業報告】

※コロナウイルス感染拡大の影響にて、当会の運営の肝である札幌市からの委託事業（研修）が実施不可となり、また運営そのものを立て直す時間を要し大幅な減収・赤字となる。

- ・広報活動として「広報誌ケアマネ SAPPORO」を年6回発行
- ・公式LINE@の配信（LINE会員へ）
- ・ホームページ活動として、求人掲載・研修案内・介護保険動向情報の発信
- ・区支部活動・研修事業においては、コロナウイルス感染拡大により、上半期ガイドライン策定や研修体制の構築のため開催できず、下半期にてオンラインにて区支部活動・研修事業の実施
- ・研修予約受付システムの運用（非接触にて申し込み・開催時の受付なし・受講証明証の自動自主発行など）

※ZOOM視聴での総会の様子



【令和3年度事業計画】

※コロナ禍における事業の見直しを図る（一般社団法人化後の大幅な運営の見直しがされてこなかった）

札幌市の委託事業の獲得がコロナ禍において懸念材料のため、独自の運営方法の確立（自立）と当面の会の運営のスリム化を図り、継続した会員への有益な情報発信と職能団体としての会員同士の連携強化を図る

- ・広報活動として「広報誌ケアマネ SAPPORO」を年2回発行予定
- ・区支部活動として、オンライン（ZOOM）による研修事業各区年4回開催予定
- ・全市向けの研修事業の計画実施
- ・ホームページ活動として、求人掲載・研修案内・介護保険動向情報の発信（札幌市書式の掲載・コード表の掲載など）
- ・LINE会員の拡大とLINE@にての情報発信の継続

以上簡単ではございますが、ご報告させていただきました。上記内容にて総会案は採決され、令和3年度も当会の運営を全力で行っていききたいと思います。コロナウイルスの影響により大きな打撃を受け、会の運営にも支障が生じましたが、逆に会の運営そのものを見直す機会、または今後の会の運営や職能団体としての在り方を考え直す機会ともなりました。理事・役員全員は、実務の仕事の傍ら、手弁当で自分のプライベートの時間を削り当会の運営に尽力していただいております。会員の皆さまにおかれましても、専門職種として当会の運営に携わりたいとお考えの方は大歓迎ですので、是非お声掛けくださりますようお願い申し上げます。

ケアマネのためのスキルアップ情報コーナー

知っ得
特別授業

生活を豊かにする福祉用具 第6回

「介護ロボットはレンタルできる？」

株式会社ライフケア彩り 専務取締役
理学療法士 岡田 しげひこ



〈はじめに〉

第2回（昨年9月）から今回（今年6月）まで、10ヶ月間ずっとコロナ禍での日常生活と価値観の変化について、述べてきましたが、それは、自分自身の変化と自分以外の人の変化を確認しながら、コロナ禍での在宅や地域の支援のあり方を皆さんと一緒に考えたかったからです。そして、コロナ禍前後のアンケート調査からは、①家庭や家族の価値観が高まっている傾向、②生活満足度が低下し、生活の楽しさ・社会とのつながりはシニア層がより低下している傾向であることがわかりました。

このことから、「在宅生活のQOLをより高める」「高齢者こそ社会参加につなげる」活動を今まで以上にやっていくことが、コロナ禍での支援のあり方なのかと考えた次第です。

〈介護ロボットはレンタルできる？〉

介護ロボットの現状

少子高齢化の日本では、要支援・要介護者の増加や介護の担い手不足、介護者の腰痛問題など、介護を巡る問題は深刻となっています。このような状況の中、国においては介護が必要な方の安全と安心の確保、介護職員の負担軽減、介護現場の環境整備、働きやすい職場づくりなどの道具として「介護ロボット」の開発と活用を進めていますが、まだまだ施設の介護現場でも浸透しておらず、在宅ではなおさらです。

レンタルできる介護ロボット

それでも、介護ロボットを介護保険対象にする動きは活発になってきています。しかし、今年3年に開催された「介護保険福祉用具・住宅回収評価検討会」では、残念ながら、新たな導入はありませんでした。今のところ、在宅でレンタルできる介護ロボットは、自動制御付き歩行器・自動排泄処理装置・水洗ポータブルトイレのみです。

自前で介護ロボットを導入してみた

当社が運営する認知症対応型デイサービスには、コミュニケーションロボット（ロボット犬 AIBO）がいます。コロナ禍で、利用者さんの活気がなくなり、スタッフも疲労困憊していたので、癒されてもらおうかと軽い気持ちで導入。ところが、その効果といったら想定外。愛らしい姿や豊かな表情、ふるまい・仕草を覚えて育っていく、知らない人を認識して知っている人になっていく、部屋の様子を覚えて行動する、犬目線の写真をとる、などなどで、あっという間に人気犬に。利用者さんを癒やして活気づけるだけでなく、スタッフのトイレ誘導やレク等にもお手伝いし、デイサービスにはなくてはならない存在になっています。

介護ロボットの今後

今後も続く介護の担い手不足の中で、介護ロボット（＝福祉用具）は、介護者を補助するだけでなく、利用者の自立支援も補助することに役立ってくれると思っています

皆さんも、食わず嫌いにならず、介護ロボットを上手に活用してください。

〈6回の連載を終えて〉

〈はじめに〉が尻切れになり、ごめんなさい。読んでいただきありがとうございました。



〈写真〉撫でられて、うっとりするロボット犬

地域の主任介護支援専門員・介護支援専門員の皆様と共に～連携強化を目指して～



厚別区第1地域包括支援センター

小財 成幸

厚別区は市内で一番面積の小さい区ですが、高齢化率市内一位のもみじ台があり、高齢者が長く住み続けられる区でもあります。区内には厚別区第1地域包括支援センター（以下「第1包括」）と厚別区第2地域包括支援センター（以下「第2包括」）の2か所がありますが、今回は第1包括独自で実施している「地区別ケアマネの会」と、第2包括と共に運営に協力している「厚別区主任介護支援専門員の会（以下「主マネの会」）」をご紹介します。

まず、「地区別ケアマネの会」についてですが、こちらは第1包括担当エリア内のとある介護支援専門員（以下ケアマネ）から、「小さい単位で情報共有できる場所が欲しい」という発信があり、第1包括の主任介護支援専門員（以下「主マネ」）が地区のケアマネの意向を確認後、小さな地区単位で意見交換できる場を3か月毎に設定しました。担当エリア名を用いた「厚別西地区ケアマネの会」「厚別東・もみじ台地区ケアマネの会」の2つの会を立ち上げ、報酬改定や実地指導などの情報共有、事例検討会やケースについての相談など、普段他事業所に確認しにくい事も確認できる機会となりました。また1人ケアマネ（1事業所に1人のケアマネ配置）からは「困った時に相談できる人ができてよかった。」「他の事業所と繋がりができて良かった。」と感想を頂きました。

次に「主マネの会」についてです。現在厚別区には、32か所の居宅介護支援事業所があり、31名の主マネがいます。主マネの会は居宅介護支援事業所と地域包括支援センター（以下「包括」）の主マネの有志による自主的な集まりで運営委員を結成し、スキルアップとネットワーク作りを目的とし、2013年にス

タートしました。「事業所の垣根を越えて厚別区の社会資源となること」、「職場での職位を離れ全員で学ぶ場所とすること」、「気軽に相談できる関係になること」を目指しています。普段の集まりだけではなく、懇親会で親交を深めたことで気軽に声を掛け合える関係になりました。運営委員である主マネからは「色んな居宅と知り合えて相談できるようになった」「みんなでスキルアップしていると感じた」との声があがっています。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症によりすべての活動が中止となりましたが、今年度はオンラインにて「主マネ対象研修会」と「経年別研修会」を企画しています。



※オンラインを活用した会議の様子

これらの業務で深めた繋がりから、最近では包括が主催する個別地域ケア会議に多数のケアマネにオブザーバーとして参加いただき、「専門職(アドバイザー)の助言が新しい気付きになった」「自立支援の視点に気付かされた」との声が聞かれています。

今後も地域の主マネやケアマネの皆さんと、厚別区で生活する利用者様により良い支援を還元できるよう、共に活動を続けていきます。



豊平区の地域ケア会議と地域課題の取り組み

豊平区第2地域包括支援センター センター長 上野 由佳

【はじめに】

みなさんは平成 27 年度より始まっています『個別地域ケア会議』の活用・参加をしたことはありますか？

個別地域ケア会議の目的は、個別ケースの検討を通して（i）介護支援専門員による自立支援に資するケアマネジメントの支援（ii）地域包括支援ネットワークの構築（iii）地域課題の把握をすることです。これにより地域に不足する社会資源の開発や、地域課題解決のために必要な人材の育成、新たな仕組みづくりに向けた政策形成につなげていき、高齢者個人に対する支援の充実と社会基盤を整備することで、『地域での尊厳のあるその人らしい暮らしの継続』を目指しています。

札幌市の地域ケア会議は、個別地域ケア会議、地区地域ケア会議、区地域ケア推進会議、市地域ケア推進会議を相互に連動させて運営しています。

今回は、豊平区地域ケア会議のテーマや取り組み、これからの取り組みについて紹介させていただきます。

【豊平区地域ケア会議のご紹介】

〈地域包括支援センター・介護予防センターの周知〉
平成 27～29 年度に実施した個別地域ケア会議 54 ケースを分析したところ、認知症・認知症疑いが事例の 68%を占めており、『認知症の相談先が分からない』『認知症に対する理解の不足』という課題を抽出しました。『相談先の周知』のためにチラシとティッシュを作成し、周知活動をおこないました。

〈高齢者見守りツールの作成〉

平成 30 年、相談件数は増えてきましたが、重症化してからの相談ケースが変わらず多い状況でした。区内の一部の地区では高齢者の見守りポイントや相談の基準についてツールを作成し活用しており、区全体

として同じような取り組みができればいいとの意見から、「豊平区高齢者見守りツール」を作成し、配布をしてきました。また、認知症サポーター養成講座等と一緒に情報提供することが有効と考え、講座開催時に配布を継続しています。

〈豊平区の課題と今後の取り組み〉

令和 2 年度には地域包括ケアシステム構築のために、改めて地区ごと、包括エリアごと、区単位の課題について検討したところ、『早期相談・早期支援』『介護予防』『生活習慣病予防』の大きく 3 つが抽出されました。

地域に暮らす高齢者が元気に過ごせるように、疾病予防、介護予防に取り組み重症化を予防することが大事であると区地域ケア推進会議の委員間で共有しています。

令和 3 年度からは、重症化予防やセルフケアの浸透等コロナ禍の状況も踏まえた『介護予防』をテーマに取り組みを開始する予定です。

個別地域ケア会議は、地域包括支援センターごとに年度計画を作成し開催しています。個別地域ケア会議に取り上げたい事例がありましたら、対象者の担当エリアの地域包括支援センターへお気軽にご相談ください。



清田区の地域包括ケアシステムの推進を皆さんと共に目指して！！



清田区第2地域包括支援センター センター長 高谷 公子

今年度は、介護保険改正の年で皆様も対応に追われたのではないのでしょうか。改正のテーマは、①地域包括ケアシステムの推進②自立支援・重度化防止の推進③介護人材の確保、介護現場の革新④制度の安定性・持続可能性の確保、そして未曾有の現況にも対応すべき⑤感染症や災害への対応力強化の5本を柱としています。3年ごとに行われる改正の背景にあるのが「2025年問題」や「2040年度問題」。

来年には、団塊の世代が後期高齢者に突入します。もはや悠長に先送りできる問題ではありませんね。清田区でも、年少人口の割合は10区中で最も高いものの、65歳以上の高齢者人口比率は30.1%（R3.4.1現在）で10区中5位、伸び率でみると市内2位で単身高齢者世帯も増加しています。また、コロナ禍で、地域の交流や人の流れが大きく制限されるなど、清田区が抱える課題は一層複雑・多様化しています。実際に介護保険サービスの調整に苦慮したり、既存の資源だけでは支えきれないケースに直面する事が多くなっています。

清田区は、第1包括エリアの北野・平岡と第2包括エリアの清田・里美・清田中央の5つの地区で構成されています。両センターが共同し「高齢者がいくつになっても安心して暮らしつづけられるまち清田」を目指し地区分析のもと取組んでいます。その一部を紹介させていただきます。

令和元年より健康寿命の延伸、介護予防の拠点として清田区役所に「健活ラボ」が設置され、介護予防センターによる運動の場の新規設置など住民の介護予防の意識の醸成を進めてきました。しかし、コロナ禍で感染予防を重視し、活動を自粛した結果として心身機能が低下した方も少なくありません。

「2025年問題」等に限らず「セルフケアの推進」は必至です。去年は、アドバイザー（専門職）からの助言により生活を見直し、介護予防の意欲を向上させる「個別地域ケア会議」の開催や「地区、区レベ

ルの地域ケア会議」で地域住民に「感染予防と介護予防の両立の必要性」について啓発しました。今後は、長引くコロナ禍の中での具体的取組方法について協議や提案をしていく予定です。また、介護保険の理念に基づき、介護サービスだけでなくインフォーマルサービスを含めて活用し「できる限り自分らしく生活するための意識」を支援者と高齢者が共有するツールとして「介護保険の上手な使い方」という冊子を作成しました。意識の共有により介護予防や社会参加等が促進され地域包括ケアシステムが推進し、制度の安定性、持続の可能性の確保に繋がる一歩になればと考えています。今後は、ケアマネジャーの皆様やサービス事業所様とも意識の共有を図り、「2025年問題」を乗り越える方法を一緒に考えたいと思っています。また、高齢者の支援をする中で把握した「あったらいいな、こんな資源。」をマップ化し生活支援コーディネーターと共有しています。去年は、里塚市住に住む高齢者を担当するケアマネジャーからのご相談を受けて、生活支援（買い物、憩いの場、相談支援、障害者の社会参加の場）が開始されました。皆様からのご意見や情報は、高齢者の生活の環境整備に繋がります。

コロナ禍で、皆様と直接お会いする機会も激減しましたが、「他事業所様の様子がわからない。情報交換がしたい」とのご要望をきっかけに、ZOOMによる情報交換会を開催できました。一昨年には、清田区の高齢者のよりよい生活を支えるために、清田区全体のケアマネジメント力を強化したいという主任ケアマネジャーの皆さんの思いが参集し「清田区ケアマネの会」が立ち上がり、皆様のお力の強さを感じています。今後も皆様の意見が反映された「地域包括ケアシステム」が推進されるよう、皆様とのネットワークを強靱なものとしたいと願っております。ご理解とご協力をお願い致します。



個別地域ケア会議の活用（事例紹介含む）

南区第3 地域包括支援センター センター長 鈴木 信博

こんにちは。第2回目は南区地域包括支援センターからそれぞれのケアマネジャーから相談のあった個別地域ケア会議の一例を報告させていただきます。

南区は高齢化率市内トップクラスで今後ますます単身高齢者が増えていくと考えられます。また健康に不安を持つ高齢者も増えていますし、地域の町内会、自治会、民生児童委員、地域住民の方から『心配な方がいるがどうしたらいいのか』という相談も多くいただいています。個別地域ケア会議では、ケアマネジャーを応援する場であったり、地域で高齢者を支えるために関係者がつながる場であったり、多方面の情報から高齢者の生活を確認、困りごとの解決の方法や今後の支援方法を地域の方も一緒に考える場として開催していますのでお気軽に相談してほしいと思います。

南区第1 包括からの報告です

テーマ『地域住民理解と本人意向に合わせた支援』

【包括に相談するまでの経緯】

81歳 女性 要介護1 独居 アルツハイマー型認知症

民生児童委員等から本人の認知面の進行や介護保険サービスの人は何もしていないと包括へ相談が入る。また、介護支援専門員からも本人のサービス拒否が強くドアチェーンを開けてもらえない事でサービス導入できず対応に苦慮していると包括へ相談が入る。

【会議で行ったこと決まったこと】

- ①家族、地域関係者が本人の現状や病状を理解していない為、情報の共有を行った。
- ②認知面の低下や不安からドアチェーンをしており自宅に入れず適切なサービスへの導入、安否確認が出来ない為、対応方法の検討を行った。

【取組の成果】

- ①サービス事業所への対応について地域住民の理解が深まり、関係者同士の連携や協力が得られた。
- ②ドアチェーンを長くし、関係者が鍵を預かり外からでも開けられるよう工夫したことで滞らずサービス提供ができるようになった。

南区第2 包括からの報告です

70代女性 要支援1 独居 うつ・小脳梗塞既往
体力低下・転倒を繰り返していたが、「新築した横浜

の長男宅に行きたい」と希望があり、実現に向けた具体的な支援について個別地域ケア会議を開催しました。会議は本人、ケアマネ、サービス事業所、アドバイザー（PT）、介護予防センターに参加して頂き、転倒予防の取り組み、介護予防教室の参加、横浜まで1人で行く手段等を検討しました。アドバイザーが、横浜まで往復可能と評価。本人も運動メニューを壁に貼り毎日実施しました。ケアマネは長男に検討内容を報告し、本人の意欲維持等協力を得る事ができました。3ヶ月後、運動の継続と様々なサービスの活用により、横浜まで往復し、長男夫婦と観光を愉しまれたり今後について話す機会となりました。「アドバイザーほか沢山の応援が後押しになった。横浜まで行って良かった」と本人からケアマネに報告があり、満足度の高い旅となりました。

南区第3 包括からの報告です

テーマ『在宅生活を継続するために地域の協力を得るための工夫』

【包括に相談するまでの経緯】

92歳 要介護1 独居 糖尿病 認知症

地域との関係性が希薄。血糖コントロールができず、入院後サービス調整して在宅復帰。金銭管理の支援から家族が手を引く。財産保全の為、成年後見制度の利用を開始。在宅生活の状況と後見人の役割について地域を交えて共有し、在宅生活の継続に向けた支援を検討したい、と個別地域ケア会議開催を検討。

【会議で決まった事】

- ①介護保険サービス活用状況の共有。②ケアマネジャーが定期的に訪問している事デイ、ヘルパー、訪問看護での定期的な支援を報告。③本人の生活状況を共有③後見人は権利擁護。近隣トラブル等は包括から関係機関へ繋ぐ。

【取り組みの成果】①地域住民、ケアマネジャー、関係機関と顔を合わせて話したこと生活を見守っていく安心感が生まれた。②地域の不安をCMも知ることによって速やかに対応策を練ることが出来た。③本人の人となりや先入観なしで話ができたと事で誤解が解けた。

ケアマネ SAPPORO 2021.7.1 発行 第130号

発行元：一般社団法人 札幌市介護支援専門員連絡協議会

編集：一般社団法人 札幌市介護支援専門員連絡協議会 広報委員会

広報委員長：大木 雅広

広報委員：鈴木 晴美、長崎 亮一、大島 康雄、小川 美穂、若狭 敬志、藤田 和派、今里 一章

E-mail：kouhou@sapporo-cmrenkyo.jp

ホームページ：http://sapporo-cmrenkyo.jp/（札幌ケアマネで検索可）

